

吸収合併に係る事前開示書面

2021年8月27日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役 前多 俊宏

当社は、株式会社エバージーン、株式会社ソニックノート及び株式会社フィル（併せて以下「吸収合併消滅会社」といいます。）と合併し、吸収合併消滅会社の権利義務を承継することに致しました（以下「本吸収合併」といいます。）。

会社法第794条第1項の定めに従い、本吸収合併に関して次のとおり、吸収合併契約書の内容その他会社法施行規則第191条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併契約書の内容

別添1のとおりです。

2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は本吸収合併に際し、吸収合併消滅会社の株主に対して当社の株式その他の対価を交付いたしません。当社が完全親会社として、吸収合併消滅会社の発行済株式の全部を保有していることに鑑み、相当であると判断しております。

3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収消滅会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた財産状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社（当社）に関する事項

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 本吸収合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後の当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておられません。

したがって、本吸収合併後の債務の履行に特段の支障はないものと判断しております。

以上

吸収合併契約書

株式会社エムティーアイ（以下「甲」という。）及び株式会社エバージーン（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

第 2 条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社エムティーアイ

住所：東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社エバージーン

住所：東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号

第 3 条（本吸収合併に際して交付する対価並びに資本金及び準備金等）

甲は、本吸収合併に際して乙の株主に対してその株式に代わる甲の株式その他の対価を交付せず、また、甲は資本金及び準備金の額を増加しない。

第 4 条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2021 年 9 月 28 日とする。ただし、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 5 条（合併承認手続等）

1. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、取締役会決議等本吸収合併についてそれぞれの定款等の規定に基づき要求される手続きを履践するものとする。
2. 甲及び乙は、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、本条の規定につきこれを変更することができる。

第 6 条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日前日現在における一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第 7 条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって

その業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行する。

第8条（合併条件の変更等）

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

第11条（契約締結方法）

1. 本契約は、電磁的記録により契約当事者の契約締結に向けた意思表示を記録することを目的としたシステム（以下、「電子契約システム」という。）を用いて締結するものとし、甲及び乙は、本契約を書面として作成することは行わず、本契約の締結に用いられた電子契約システムを運営する者の管理又は指定するサーバー（以下、「本サーバー」という。）上に保存されるPDF データを原本として、当該PDF データに電子署名を行う方法（締結日は本サーバー上に記録された当事者の署名日のうち、後に署名された日付とする。）により本契約の締結とすることに相互に合意したものとみなす。また、甲及び乙は、本契約締結に関し、本契約のPDF データに電子署名がなされた場合、甲及び乙の署名権限を有する者が当該電子署名を行ったものとみなされることについて、承諾するものとする。
2. 本契約の当事者は、下記当事者欄に記載された者が、本契約を締結する正当な権限を有することをそれぞれ保証する。

甲 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役 前多 俊宏

乙 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エバーグリーン
代表取締役 石川 幸一

吸収合併契約書

株式会社エムティーアイ（以下「甲」という。）及び株式会社ソニックノート（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

第2条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

- （1）甲（吸収合併存続会社）
商号：株式会社エムティーアイ
住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
- （2）乙（吸収合併消滅会社）
商号：株式会社ソニックノート
住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

第3条（本吸収合併に際して交付する対価並びに資本金及び準備金等）

甲は、本吸収合併に際して乙の株主に対してその株式に代わる甲の株式その他の対価を交付せず、また、甲は資本金及び準備金の額を増加しない。

第4条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2021年9月28日とする。ただし、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（合併承認手続等）

1. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、取締役会決議等本吸収合併についてそれぞれの定款等の規定に基づき要求される手続きを履践するものとする。
2. 甲及び乙は、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、本条の規定につきこれを変更することができる。

第6条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日前日現在における一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって

その業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行する。

第8条（合併条件の変更等）

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

第11条（契約締結方法）

1. 本契約は、電磁的記録により契約当事者の契約締結に向けた意思表示を記録することを目的としたシステム（以下、「電子契約システム」という。）を用いて締結するものとし、甲及び乙は、本契約を書面として作成することは行わず、本契約の締結に用いられた電子契約システムを運営する者の管理又は指定するサーバー（以下、「本サーバー」という。）上に保存されるPDF データを原本として、当該PDF データに電子署名を行う方法（締結日は本サーバー上に記録された当事者の署名日のうち、後に署名された日付とする。）により本契約の締結とすることに相互に合意したものとみなす。また、甲及び乙は、本契約締結に関し、本契約のPDF データに電子署名がなされた場合、甲及び乙の署名権限を有する者が当該電子署名を行ったものとみなされることについて、承諾するものとする。
2. 本契約の当事者は、下記の当事者欄に記載された者が、本契約を締結する正当な権限を有することをそれぞれ保証する。

甲 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役 前多 俊宏

乙 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社ソニックノート
代表取締役 石川 幸一

吸収合併契約書

株式会社エムティーアイ（以下「甲」という。）及び株式会社フィル（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

第2条（吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所）

本吸収合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

- （1）甲（吸収合併存続会社）
商号：株式会社エムティーアイ
住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
- （2）乙（吸収合併消滅会社）
商号：株式会社フィル
住所：東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

第3条（本吸収合併に際して交付する対価並びに資本金及び準備金等）

甲は、本吸収合併に際して乙の株主に対してその株式に代わる甲の株式その他の対価を交付せず、また、甲は資本金及び準備金の額を増加しない。

第4条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2021年9月28日とする。ただし、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（合併承認手続等）

1. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、取締役会決議等本吸収合併についてそれぞれの定款等の規定に基づき要求される手続きを履践するものとする。
2. 甲及び乙は、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、本条の規定につきこれを変更することができる。

第6条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日前日現在における一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第7条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって

その業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行する。

第8条（合併条件の変更等）

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約の解除をすることができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合、その効力を失う。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

第11条（契約締結方法）

1. 本契約は、電磁的記録により契約当事者の契約締結に向けた意思表示を記録することを目的としたシステム（以下、「電子契約システム」という。）を用いて締結するものとし、甲及び乙は、本契約を書面として作成することは行わず、本契約の締結に用いられた電子契約システムを運営する者の管理又は指定するサーバー（以下、「本サーバー」という。）上に保存されるPDF データを原本として、当該PDF データに電子署名を行う方法（締結日は本サーバー上に記録された当事者の署名日のうち、後に署名された日付とする。）により本契約の締結とすることに相互に合意したものとみなす。また、甲及び乙は、本契約締結に関し、本契約のPDF データに電子署名がなされた場合、甲及び乙の署名権限を有する者が当該電子署名を行ったものとみなされることについて、承諾するものとする。
2. 本契約の当事者は、下記の当事者欄に記載された者が、本契約を締結する正当な権限を有することをそれぞれ保証する。

甲 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役 前多 俊宏

乙 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社フィル
代表取締役 小島 勝見

第 8 期 決 算 公 告

2020年12月17日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エバージーン
代表取締役 石川 幸一貸 借 対 照 表
2020年9月30日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	54,841,300	流動負債	11,207,339
現金及び預金	51,546,290	買掛金	8,524,314
売掛金	514,747	未払金	2,331,176
商品	414,880	未払消費税等	75,470
貯蔵品	205,383	未払法人税等	276,379
未収金	2,160,000		
固定資産	325,601	負債合計	11,207,339
有形固定資産	1	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	1	株主資本	43,959,562
無形固定資産	233,600	資本金	30,000,000
商標権	233,600	資本剰余金	4,429,163
投資その他の資産	92,000	その他資本剰余金	4,429,163
その他	92,000	利益剰余金	9,530,399
		純資産合計	43,959,562
資産合計	55,166,901	負債及び純資産合計	55,166,901

第7期 決算公告

2020年12月17日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社ソニックノート
代表取締役 石川 幸一

貸借対照表 2020年9月30日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,340,319	流動負債	1,336,026
現金及び預金	6,340,319	未払金	0
未収消費税等	0		
立替金	0	未払法人税等	270,000
売掛金	0	未払消費税等	1,066,026
		負債合計	1,336,026
固定資産	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	株主資本	5,004,293
商標権	0	資本金	10,000,000
		利益剰余金	△ 4,995,707
		純資産合計	5,004,293
資産合計	6,340,319	負債及び純資産合計	6,340,319

第15期 決算公告

2020年12月17日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社フィル
代表取締役 小島 勝見

貸借対照表 2020年9月30日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,158,199	流動負債	1,172,651
現金及び預金	29,296,596	買掛金	12,031
売掛金	1,376,623	未払金	40,900
その他	484,980	未払法人税等	316,359
		未払消費税等	274,862
		預り金	528,499
		負債合計	1,172,651
		(純資産の部)	
		株主資本	29,985,548
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	19,985,548
		純資産合計	29,985,548
資産合計	31,158,199	負債及び純資産合計	31,158,199